



澁谷副班長 議長  
葛山 議長 1 1 番、澁谷誠幸副班長  
澁谷副班長 第2班の現地調査の報告をいたします。  
平成28年9月15日午後1時30分に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、鈴木班長、班員3名、葛山会長、鈴木会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について4件、農用地利用集積計画について1件、計5件です。  
現地調査後、午後4時より農地法第5条の4件について、審査会を実施しました。  
2班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で2班の総括報告を終わります。  
葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。  
葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
垣岡 次長 議長  
葛山 議長 垣岡次長  
垣岡 次長 議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。  
申請地は、畑1筆、面積314平方メートルです。  
転用計画は、使用貸借による専用住宅用地です。  
申請理由は、申請人は、現在、借地に建築された住宅に住んでおりますが、老朽化により、返却する予定であり、今回、相続により譲受人が土地を取得し、ほかに土地は所有していないことから、申請地に専用住宅を新築するもので、転用計画は適当であるものと思われまます。  
周辺農地への被害防除につきましては、農地との境界にブロック3段積を設置するとともに、敷地内は雨水浸透柵により、雨水等の流出を抑制します。  
また、日照・通風については、平屋建てのため、特に影響はないものと考えております。  
農地区分は、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、半径300メートル以内に鉄道の駅があるので第3種農地に該当します。  
資金につきましては、借入金で賄い、金融機関の借入手続のご案内により確認しています。  
関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の

写しにより申請済みであることを確認しております。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

石井 委員

議長

葛山 議長

12番、石井君雄委員

石井 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の報告をいたします。

平成28年9月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積314平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、隣接の残地について、今後もしっかり耕作すること、前面道路は狭く、交通量も多々あることから、工事期間中は十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願

いいたします。

葛山 議長

ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号1は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

申請地は、畑1筆、面積914平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場及び資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、建設業を営んでおり、事業拡張に伴い資材が増加して手狭になったこと、また、トラック等の駐車場が、現在の施設にはなく、車両を通路に置いてあることにより、危険であることから、トラック等の駐車場8台分と資材置場を申請地に計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。また、申請地に一部違反転用がある件については、始末書を提出しています。

周辺農地への被害防除につきましては、隣接農地の雨水対策として高さ0.5メートルの柵鉄板を境界に設置するとともに、敷地内を転圧したうえ碎石舗装とし、自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。日照、通風については、資材の高さを1.5メートル以内に抑えることで影響がないようにしています。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、代替性として、事業所の隣接地であることから、申請地は他の土地で代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

石井 委員

議長

葛山 議長

12番、石井君雄委員

石井 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の報告をいたします。

平成28年9月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、合計面積914平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、本申請は、一部違反転用により始末書を提出しており、井戸等の設置による違反転用部分が土地利用計画図には記載されていないことから、撤去するのか確認したところ、そのまま設置するとのことであったため、土地利用計画図の訂正を求め、本日、訂正された土地利用計画図を確認いたしました。

次に、前面道路は交通量も多いことから、工事期間中等は十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用6ヶ月後には地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号2は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積は、2,477平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は、船橋市で建設業を営んでおり、事務所近く等に資材置場を所有していますが、近年周辺の宅地開発等により、騒音や大型車両通行による安全対策が急務となり、既存施設を縮小し、その不足分の資材置場として、また、申請地方面の事業の拡大を考慮し、資材置場として計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

なお、隣接農地所有者より、隣接耕作者として意見を述べ、その意見に対する対応策を提示していただいているが「同意」したわけではない旨の意見をいただいておりますが、農地転用としての許可要件は整っていると思われま。

周辺農地等への被害防除につきましては、隣接農地所有者及び隣接所有者との調整により、隣地農地に被害をおよぼさないようにするために、雨水対策として、ブロック2段積から7段積及びコンクリート製土留で囲み、敷地内は転圧後に碎石舗装とし、自然浸透させることにより、敷地外への流出を抑制します。

日照・通風については、資材等の高さを2メートル以内として、さらに資材等を隣接農地からは3.9メートル以上離し、別に、粉じん飛散防止として防砂ネットを設置し影響がないようにしています。

農地区分は、半径約500メートル以内に鉄道の駅があり、宅地割合が40

パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。

代替性として、申請地方面での事業が年々増加していることから利便性が高く、他の土地で代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により、確認しております。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

山田 委員

議長

葛山 議長

17番、山田芳裕委員

山田 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3の報告をいたします。

平成28年9月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積2,477平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、本申請は、隣接農地所有者からの意見があり、対応に苦慮していた経過があったため、内容を再度確認のうえ、継続的な意見もあるので、今後もしっかり対応することを確認し、次に、前面道路は国道でもあることから、交通量も多いため、工事期間中は十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、使用6ヶ月後には地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号3は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号4を議題といたします。

葛山 議長  
垣岡 次長  
葛山 議長  
垣岡 次長

事務局に議案の説明をお願いします。

議長

垣岡次長

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号4でございます。

申請地は、畑1筆、面積462平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場拡張用地です。

申請理由は、譲受人は飲食店を経営しておりますが、経営拡大に伴い、来客及び従業員用の駐車場不足が生じたため、16台分の駐車場拡張を計画するもので、転用計画は適当であると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、高さ30センチメートル程度の鉄板土留で周囲を囲むとともに、砕石舗装により自然浸透させ、敷地外への流出を抑制します。

農地区分は、農用地区域にある農地以外の農地であって、集団的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、本申請は、農地法施行規則第35条第5号による特別立地条件を必要とする事業に伴う不許可の例外事由に該当すると思われます。

資力については、借入金で賄い、金融機関の融資予定証明書により確認しています。

本申請に関連する関係法令はありません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もありませんので問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長  
大野 委員  
葛山 議長  
大野 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

8番、大野幸一委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号4の報告をいたします。

平成28年9月15日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積462平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、本申請は、店舗の拡張に伴う駐車場の拡張が理由であることから、店舗拡張規模を確認したところ、30席程度であるとのことでした。

次に、前面道路は交通量も多いことから、工事期間中は基より、来客時等に

も十分注意すること、許可後は、速やかに着工し、工事完了後は完了報告を提出し、地目変更をするよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号4について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、審議番号4は、可決されました。

葛山 議長

つづいて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

会議規則第10条の規定に基づき、13番小金谷正男委員の退席を求めます。

(小金谷委員退席)

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

垣岡 次長

議長

葛山 議長

垣岡次長

垣岡 次長

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成28年9月9日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、合計面積2,960平方メートルの農地を、賃貸借による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしています。

以上です。

大野 議長

現地調査の報告を求めます。

大野 委員

議長

大野 議長

8番、大野幸一委員

大野 委員

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑3筆、面積2,960平方メートルの普通畑です。



本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積の更新で、更に3年間の賃借による利用権の設定を行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第2号は、可決されました。

葛山 議長

13番、小金谷正男委員の除斥を解きます。

(小金谷委員着席)

葛山 議長

つづいて、報告事項を議題とします。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について3件の計5件を一括報告いたします。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の5ページから6ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出について3件の計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願ひます。

葛山 議長

つづいて、報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件を報告します。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

浅海副主幹

議長

葛山 議長

浅海副主幹

浅海副主幹

議案書の7ページから9ページまでをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作され

ておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成28年鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成28年10月21日

鎌ヶ谷市農業委員会議長      葛 山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員      澁 谷 誠 幸

鎌ヶ谷市農業委員会委員      石 井 君 雄